

平成 18 年度第 1 期 自動車整備技術講習 受講生募集のご案内

●講習の種類、時間及び受講料

(テキスト代、保険料、消費税、地方消費税を含む)

講習の種類	講習時間	平日コース 日曜コース 9:30~16:30	夜間コース 18:00~ 21:00	受講料	
				会員	会員外
3 級 基 礎	48 時間	全 8 回	全 16 回	28,000 円	40,500 円
3 級 自 動 車 シ ャ シ	96 時間	全 16 回	—	54,500 円	79,500 円
3 級自動車ガソリン・エンジン	96 時間	全 16 回	全 32 回	54,500 円	79,500 円
2 級 二 輪 自 動 車	132 時間	全 22 回	—	72,500 円	106,500 円
2 級 ガ ソ リ ン 自 動 車	132 時間	全 22 回	全 44 回	76,000 円	110,000 円
2 級 ジ ー ゼ ル 自 動 車	132 時間	全 22 回	—	75,500 円	109,500 円
1 級 小 型 自 動 車	182 時間	日曜 28 回 (9:15~16:45)		105,000 円	150,500 円
1 級 小 型 自 動 車 (2D同時取得コース)	266 時間	前半 16 回 (2D部分) と 後半 28 回 (9:15~16:45)		前半 50,000 円 後半 105,000 円	前半 72,000 円 後半 150,500 円

受講料はクレジット払い (1 回、3 回、6 回、10 回) がご利用になれます。(要審査)

- 受付期間 平成 18 年 2 月 20 日(月)~3 月 10 日(金) ※土・日曜を除く
(全 種 目) (基礎講習に引続き 3 級本講習の受講を希望する方は期間内に同時にお申込下さい。)

●受付の際に必要なもの (各種目毎)

- ①平成 18 年度第 1 期受講申込書(会員・会員外で別の様式となります。旧様式は使用不可。)

※ 事前に、ホームページから取得するか受付場所でお申し付けください。
※ 必要事項を記入。会員は在籍証明書欄に所属事業場より印(社印、事業主印)を受けてください。

- ②受講資格を確認できる証書または整備技能者手帳

※ 受講資格に係る基礎講習修了・学歴・整備士資格については、それらを証する証書・整備技能者手帳等を提出・提示してください。

- ③自動車整備作業の実務経験証明書(会員外は必ず添付してください。ただし基礎講習除く)

※ 会員でも在籍証明書のみでは実務経験を満たさない場合は添付してください
(実務経験証明書は証明内容が適当であると振興会が判断した場合にのみ有効となります)

- ④官製はがき 各種目 1 枚【表面に(住所・氏名)明記のもの。裏面白紙。】

- ⑤受講料(現金) ※クレジット希望者は銀行印、免許証のコピーをお持ち下さい

●受付場所 社団法人 東京都自動車整備振興会

(会員外は本部で のみ受付ます)	本 部	渋谷区本町 4-16-4 (東京都自動車整備教育会館 4 階)	03-5365-4300
	品川支所	品川区東大井 1-12-17 (品川検査場構内 D 棟 2 階)	03-3471-6931
	足立支所	足立区南花畑 4-14-4 (足立検査場前 D 棟 1 階)	03-3884-3211
	練馬支所	練馬区北町 2-8-10 (練馬検査場構内 D 棟 2 階)	03-3559-1161
	多摩支所	国立市北 3-29-8 (多摩軽検査場隣)	042-525-9919
	八王子支所	八王子市滝山町 1-267-6 (八王子検査場構内 F 棟)	0426-91-6117

申込書・実務経験証明書・記載要領はホームページ <http://www.tossnet.or.jp/> からどうぞ

● 受講資格

◆ 3級基礎講習

- ・ 満15歳以上の方

3級本講習の受講を希望される方は、この3級基礎講習を受講し修了する必要があります。

なお、整備士資格をお持ちの方は基礎講習が免除されます。

◆ 3級本講習(シャシ、ガソリン)

- ・ 3級基礎講習修了者（基礎講習修了日から3級本講習開講日の時点で2年を経過しない者）で、講習の修了日までに下記の自動車整備作業に関する実務経験を有する方。

学歴等による区分(卒業又は修了者)及び資格区分		自動車整備作業に関する実務経験
一般	下記の学歴等に該当しない方	1年以上
大学、高校、専修(各種)学校	機械に関する学科	6ヶ月以上
大学、高専、高校	自動車に関する学科	実務経験不要
職業能力開発校	自動車整備科1年以上1400時間以上	
自動車タイヤ整備士又は自動車車体整備士の資格取得者		3級自動車シャシについて実務経験不要
自動車電気装置整備士の資格取得者		3級自動車ガソリンについて実務経験不要
※その他講習所規程に準ずる		

◆ 2級講習(ガソリン、ジーゼル、二輪)

- ・ 3級自動車整備士資格取得後、講習修了日までに下記の自動車整備作業に関する実務経験を有する方。

学歴等による区分(卒業又は修了者)		3級自動車整備士資格取得後の自動車整備作業に関する実務経験
一般	下記の学歴等に該当しない方	3年以上 (平成15年9月10日以前3級資格取得者)
高校、各種(専修)学校	機械に関する学科	2年以上 (平成16年9月10日以前3級資格取得者)
一種養成施設	3級課程	
職業能力開発校	自動車整備科1年以上1400時間以上	
大学、高専	機械に関する学科	1年6ヶ月以上 (平成17年3月10日以前3級資格取得者)
職業能力開発校	自動車整備科2年以上2800時間以上	1年以上 (平成17年9月9日以前3級資格取得者)
※ その他講習所規程に準ずる		

◆ 1級小型自動車講習

- ・ 2級ガソリン及び2級ジーゼル整備士の両資格取得者で、講習の修了日までにいずれか一方の資格取得後3年以上の自動車整備作業に関する実務経験を有する方。(平成16年5月10日以前2級資格取得者)
- ・ 一種養成施設(1級課程)の卒業(修了)者。

◆ 1級小型自動車講習(2級ジーゼル同時取得コース)

- ・ 2級ガソリン整備士資格取得者で、講習の修了日までに資格取得後3年以上の自動車整備作業に関する実務経験を有する方。(平成16年5月10日以前2級ガソリン資格取得者)

●教場別講習期間

教 場	コース	種 目	講習 期 間	曜 日	
本部 定員40名	日 曜	1 級 小 型	9月10日～19年4月22日	日曜	
	2D同時 取得	1 級 小 型	前半4月16日～9月3日 後半9月10日～19年4月22日	日曜・祝日 日曜	
本部 定員 各50名	平 日	2 級 二 輪	4月12日～9月20日	水曜	
	日 曜	3 級	基 礎	4月16日～5月28日	日曜・祝日
			シ ャ シ	6月11日～9月18日	日曜・祝日
			ガソリン	6月11日～9月18日	日曜・祝日
		2 級 ガソリン	4月16日～9月17日	日曜	
		2 級 ジ ー ゼ ル	4月16日～9月3日	日曜・祝日	
	夜 間	3 級	基 礎	4月6日～5月25日	月・木中心
ガソリン			6月8日～9月14日	月・木中心	
2 級 ガソリン		4月6日～9月14日	月・木		
岩倉 定員 各50名	夜 間	3 級	基 礎	4月12日～5月23日	火・水・金
			ガソリン	6月9日～9月15日	火・金中心
		2 級 ガソリン	4月10日～9月15日	月・木中心	
立川 定員 各25名	夜 間	3 級	基 礎	4月6日～5月25日	月・木中心
			ガソリン	6月8日～9月14日	月・木中心
		2 級 ガソリン	4月6日～9月14日	月・木中心	

(注意) ①都合により上記コース日程等を変更する場合があります。

②受講者数によっては、開講できないことがあります。

③1級(2D同時取得コース)講習については、18年度第1期と第2期を通じて1年間になります。

また、前半は2級講習(日曜)との合同授業になります。なお、この場合2級の実技試験免除になるには、1級課程を修了することが必要となります。

●その他の注意事項

- ①当講習課程を修了されますと修了種目について2年間、国家検定の実技試験が免除されます。
- ②当講習は、講習修了日まで受講資格を満たしていることが必要です。
- ③整備士資格取得には、別に行われる登録(又は検定)学科試験に合格することが必要となります。
- ④証明書等のコピーは使用できません。
- ⑤郵送による受付は行いません。
- ⑥受講料領収書は確認が必要となる場合もありますので大切に保管してください。

●クレジット払い(1回、3回、6回、10回)ご利用についての留意事項

- ①(株)セントラルファイナンスとクレジット契約していただきます。
- ②口座振替での支払いになりますので、申し込み時に銀行印、免許証のコピーをお持ち下さい。
- ③審査には数日お待ちいただき、信販会社から電話にてお知らせいたします。
- ④審査の結果、利用出来ない場合があります。

●講習所案内図

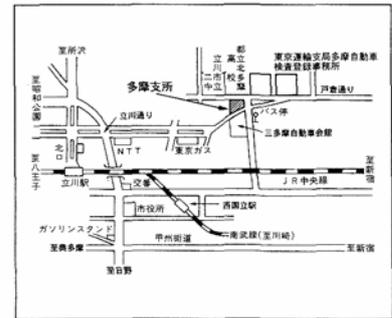
※各教場とも、
自動車(バイク含)の乗
り入れは厳禁します。



【本 部】渋谷区本町4-16-4 都営大江戸線
東京都自動車整備教育会館 西新宿5丁目駅下車
A2出口より徒歩7分



【岩 倉】台東区上野7-8-8 JR上野駅下車
岩倉高等学校 入谷口より徒歩1分



【立 川】国立市北3-29-8 JR中央線立川駅北口
多摩支所 バス12番乗場より
北町行・北町経由国立駅南口行
多摩車検場前下車

●自動車整備技術講習適用の給付金制度について

◎教育訓練給付金

当講習(厚生労働大臣指定講座)の修了後、受講者本人の申請により国から給付金が支給される制度です。
講習初日に配布される「希望調査表」を指定期日までに振興会事務局に提出する必要があります。

対象のクラス (厚生労働大臣指定講座)	2級ガソリン自動車、2級ジーゼル自動車
給付金額	雇用保険の被保険者期間5年以上 ⇒ 受講費用の4.0% (最高20万円) " 3年以上5年未満 ⇒ 受講費用の2.0% (最高10万円)
条件	次の①~④すべてに該当する方 ① 雇用保険の被保険者期間が継続して5年(3年)以上の被保険者、又は5年(3年)以上の期間を満たして退職後1年以内の方。 ② 受講生個人で受講料を負担される方。 ③ 当該講習を修了された方。 ④ 従前5年(3年)以内に本制度を利用していない方。
受給対象者	受講者本人

◎キャリア形成促進助成金

この制度は事業主による年間職業能力計画を基に運用されるため、事前に関係機関への申請が必要となります。
講習申込みの前に「雇用・能力開発機構」(TEL: 03-3816-8164)までお問い合わせください。

●1級小型講習の受講料の支払い方法について

2D同時取得コースは、現金払いについては前半と後半に分けてお支払いください。
前半分は申し込み時に、後半分は平成18年9月頃をお願いします。(講習時にご案内します)

●お問い合わせは

(社) 東京都自動車整備振興会 教育部
東京都渋谷区本町4-16-4 TEL: 03-5365-4300